

重要事項説明書

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター附属病院
所在地	和歌山県和歌山市毛見1451番地
代表者名	病院長 園部 秀樹
電話番号	073-444-3141
URL	http://www.kotonoura.or.jp/

2. 事業所概要

事業所名称	みなし指定訪問看護事業所
指定番号	3010110413
所在地	和歌山県和歌山市毛見1451番地
電話番号	073-444-3190
URL	http://www.kotonoura.or.jp/

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- (1) みなし指定訪問看護事業所（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 実施したサービスについてその内容等を記録し、サービスを提供した日から5年間保存します。
- (4) 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

4. 本事業所の職員体制（2023年 4月 1日現在）

看護師・保健師 若干名

5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（祝日・休日12月29日～1月3日を除く） 午前8時30分から午後5時30分 （ただし通常の訪問看護を行う時間は午前9時～午後5時）
----------	---

6. 営業地域

通常の地域	和歌山市地域包括支援センター名草と雑賀の地域・海南市（阪和自動車道を挟んで西部・下津町は除く） その他の地域の方には相談に応じます。
-------	--

*交通費の負担はありません。

7. 利用料

- 利用料として介護保険法第 41 条に規定する居宅サービス費の支給対象となる費用にかかる部分の支払いを利用者から受けるものとします。
- 利用者はみなし指定訪問看護事業所の料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- 利用料の支払い方法：毎月 10 日に前月分の請求書をお渡しいたします。
 - 1) 利用者の指定口座から、自動振替の場合
利用料は 1 カ月単位とし、当該分の利用料は翌月末日に利用者が指定する口座から毎月末日に振り替えます。（末日が土・日・休日の場合はその後の営業日）
 - 2) 現金払いの場合
利用料は 1 カ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し領収書を発行致します。
- *キャンセル料については頂いておりませんが、訪問看護の利用中止についてはできる限り前日までにご連絡いただければ、予定されたサービスの変更または中止がスムーズにいきますので、ご協力の程お願いいたします。

8. 秘密保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。

9. 緊急時などの対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご家族	氏名	続柄
	<hr/>	
	連絡先（昼）	
	<hr/>	
	連絡先（夜）	
	<hr/>	
主治医	医療機関名	医師名
	<hr/>	
	電話番号	
	<hr/>	
居宅介護支援事業所	担当者	
	<hr/>	
	電話番号	
	<hr/>	

10. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 感染症蔓延及び災害発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行います

12. 高齢者への不適切な対応防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13. 苦情申し立て窓口

みなし指定訪問看護事業所 担当者 廣尾眞智子	所在地 和歌山市毛見1451番地 電話 073-444-3141 受付時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時 30分(年末年始・祝日を除く)
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課 介護サービス指導室	所在地 和歌山市小松原通1丁目1番地 電話 073-441-2527
和歌山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 和歌山市吹上二丁目1番22(日赤会館内) 電話 073-427-4662
和歌山市健康局保健医療部指導監査課 介護サービス指導班	所在地 和歌山市七番丁23番地 電話 073-435-1319
和歌山市健康局保健医療部介護保険課 給付班	所在地 和歌山市七番丁23番地 電話 073-435-1190
海草振興局 総務福祉課 福祉グループ	所在地 海南市大野中939 電話 073-482-0600

年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

みなし指定居宅サービス事業所

所在地 〒641-0014 和歌山県和歌山市毛見 1451 番地

社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター附属病院

(説明者) 氏名

私は、本書面により、本事業所からの訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

家族（代理人）住所

氏名
